

春日井市告示第 22 号

平成30年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た平成29年度春日井市一般会計補正予算ほか 2 件の補正予算及び平成30年度春日井市一般会計予算ほか11 件の予算の要領は、次のとおりである。

平成30年 3 月16日

春日井市長 伊 藤 太

平成29年度春日井市一般会計補正予算（第5号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765,673千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,903,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		51,310,000	10,000	51,320,000
	1 市 民 税	22,253,000	240,000	22,493,000
	2 固 定 資 産 税	20,792,000	△ 80,000	20,712,000
	4 市 た ば こ 税	1,868,000	△ 150,000	1,718,000
15 国 庫 支 出 金		13,911,495	124,152	14,035,647
	1 国 庫 負 担 金	12,102,690	25,000	12,127,690
	2 国 庫 補 助 金	1,741,181	99,152	1,840,333
16 県 支 出 金		6,575,496	12,833	6,588,329
	1 県 負 担 金	3,901,275	12,500	3,913,775
	2 県 補 助 金	2,084,009	333	2,084,342
18 寄 附 金		403,000	△ 157,429	245,571
	1 寄 附 金	403,000	△ 157,429	245,571
19 繰 入 金		1,113,225	△ 166,834	946,391
	1 繰 入 金	1,113,225	△ 166,834	946,391
20 繰 越 金		1,603,095	716,551	2,319,646
	1 繰 越 金	1,603,095	716,551	2,319,646
22 市 債		8,317,100	226,400	8,543,500
	1 市 債	8,317,100	226,400	8,543,500
歳 入 合 計		99,137,411	765,673	99,903,084

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,457,376	30,550	13,487,926
	1 総務管理費	11,867,904	30,550	11,898,454
3 民生費		41,991,982	248,843	42,240,825
	1 社会福祉費	21,185,858	60,325	21,246,183
	2 児童福祉費	15,031,647	12,366	15,044,013
	3 生活保護費	5,771,477	176,152	5,947,629
8 土木費		10,993,557	97,280	11,090,837
	4 都市計画費	7,171,076	70,280	7,241,356
	5 住宅費	413,279	27,000	440,279
10 教育費		9,094,695	389,000	9,483,695
	2 小学校費	1,827,493	261,600	2,089,093
	3 中学校費	909,600	127,400	1,037,000
歳出合計		99,137,411	765,673	99,903,084

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	愛知環状鉄道設備改修費補助	6,006
	戸籍住民費 基本台帳費	個人番号カード発行経費交付金	30,728
商工費	商工費	大泉寺地区上水道配水管 増径工事負担金	8,000
土木費	道橋りょう費	市道5040号線外5路線道路整備	93,401
		八田川改修道路用地 購入・移転補償	171,174
	河川費	南下原排水路整備	155,000
	都市計画費	熊野桜佐土地区画整理事業	37,860
	住宅費	市営上八田住宅 外壁改修その他工事	91,676
教育費	小学校費	小学校トイレ洋式化 改修その他工事	254,000
	中学校費	中学校トイレ洋式化 改修その他工事	115,000

第 3 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	住宅施設 整備事業	97,700	普貸又証発 通借は発行	4.0%以 内(た だし、 利率 見直 し方 式で 借り 入れ る政 府資 金及 び地 方公 共団 体金 融機 構資 金に つ いて、 利率 の見 直し を行 った 後 にお いて は、 当該 見直 し 後の 利率)	政府そ 他の金 融機関 の資金 につ いては、 その融 資条件 による。 ただし、 財政の 都合に より据 置期限 及び償 還期限 を短縮 若しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とが できる。	111,200	補正に じ 補前同	補正に じ 補前同	補正に じ 補前同
教育債	義務教育 施設整備 事業	405,500				618,400			

平成29年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,714,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		3,501,908	3,560	3,505,468
	1 繰入金	3,501,908	3,560	3,505,468
歳入合計		36,711,340	3,560	36,714,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		1,197,030	3,560	1,200,590
	1 償還金及び 還付加算金	1,197,030	3,560	1,200,590
歳出合計		36,711,340	3,560	36,714,900

平成29年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度春日井市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
地蔵ヶ池公園調整池整備事業	746,400千円	△514,400千円	232,000千円

（収益的収入の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業収益	7,297,052千円	△19,644千円	7,277,408千円
第2項 営業外収益	4,204,108千円	△19,644千円	4,184,464千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,274,951千円は、当年度分損益勘定留保資金2,094,519千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180,432千円」を「不足する額2,205,242千円は、当年度分損益勘定留保資金2,044,454千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,788千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	6,537,059千円	△444,691千円	6,092,368千円
第1項 企業債	3,898,200千円	△265,200千円	3,633,000千円
第2項 出資金	919,228千円	69,709千円	988,937千円
第3項 補助金	1,692,553千円	△249,200千円	1,443,353千円

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	8,812,010千円	△514,400千円	8,297,610千円
第1項 建設改良費	4,788,706千円	△514,400千円	4,274,306千円

(継続費の補正)

第5条 予算第9条を予算第10条とし、予算第5条から予算第8条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(継続費)

第5条 継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			年度	年割額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	地蔵ヶ池公園 調整池整備事業	28	753,600	28	753,600
			29	746,400	29	232,000
					30	514,400

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	3,898,200	3,633,000